

事業者 各位

一般社団法人青森地区労働基準協会

健康診断結果送料及び非会員事業場の事務手数料徴収のお知らせ

当協会の健康診断事業につきましては、永きにわたり現在の料金体系で実施してまいりましたが、この間、流通コストや事務処理に関する人件費、備品価格の上昇、また、事業所あたりの受診人数の減少などにより費用が圧迫しております。事務局では経費削減のため努力してきましたが、現料金体系での提供が困難な状況となっております。

つきましては誠に勝手ながら、4月1日からの健康診断より下記のとおり手数料等を徴収させていただくことといたしました。

現在、健康診断をご利用の一部の事業場様にはご負担をお掛けすることになりますが、何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。また、協会未加入の事業場様には、この機会に、加入をご検討いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

記

- ① 健診結果送付時、請求金額が15,000円以下の場合、送料として500円（県外発送は700円）請求させていただきます。
 - ※ 複数日の健診結果をまとめて送付した合計金額が15,000円を超える場合は送料の請求はいたしません。
- ② 協会加入事業所以外の事業所様からは、1件あたり250円の事務手数料を請求させていただきます。
 - ※ 一般健診に追加するオプション検査（がん、血液OP等）は除きます。
 - ※ お一人様が複数の特殊健診等を受診した場合もそれぞれの項目ごとに請求させていただきます。（裏面請求例をご確認下さい）
- ③ 上記①及び②は、全日本労働福祉協会が直接健診料を請求する場合を除きます。
 - ※ 協会けんぽによる生活習慣病予防健診等
- ④ 令和4年4月1日から実施した健康診断より請求させていただきます。

以上